

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第21号

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則

大和州市税条例施行規則（昭和41年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（徴税吏員等）

第2条 市税の賦課徴収を所管する課に勤務を命ぜられた職員（非常勤職員を除く。）は、徴税吏員とする。

2 前項の徴税吏員の職務は、次に掲げる事項に係るものとする。

- (1) 徴収金の賦課徴収に関する調査のための質問又は検査
- (2) 徴収金の滞納処分
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令の規定により徴税吏員の職務とされている事項

3 固定資産税の賦課を所管する課に勤務を命ぜられた職員（非常勤職員を除く。）は、固定資産評価補助員とする。

第8条を次のように改める。

（延滞金の徴収手続の特例）

第8条 市税の延滞金の納付については、滞納税金の納付書にこれを併記して納付させることができる。

第20条の見出し中「あん分」を「<sup>あん</sup>按分」に改め、同条第1項中「第702条の7第1項」を「第702条の8第1項」に、「あん分」を「<sup>あん</sup>按分」に、「あん分率」を「<sup>あん</sup>按分率」に、「あん分する」を「<sup>あん</sup>按分する」に改め、同条第2項及び第3項中「あん分率」を「<sup>あん</sup>按分率」に改める。

別表第1及び別表第2中「第2条」を「第3条」に改める。

第1号様式から第4号様式までの規定中「第2条」を「第3条」に改める。

第5号様式中「第5号様式」の次に「(第3条関係)」を加える。

第6号様式中「第2条」を「第3条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。